

幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)給付認定手続のお知らせ 〔新制度移行私立幼稚園用〕

令和9年度 文京区

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合は、住民登録のある区市町村に対して認定申請をする必要があります。内容をお読みいただき、速やかに、必要書類を園へご提出ください。（5月以降にご入園される方は、区へ直接ご提出ください。）

必ず入園前までに認定申請をご提出ください！

認定開始日は遡れません。認定開始日が入園後になった場合、認定のない期間は補助金対象外となります。※転入者は転入日から14日以内に必ずお手続きください。

1 施設型給付費等教育・保育給付認定 ※全世帯必ず提出する必要があります。

（1）教育・保育給付認定（1号認定）について

- ・ 新制度移行私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）等に入園される方は全員申請が必要です。
- ・ 利用者負担額（保育料）は、幼児教育・保育無償化により、一律「無償」となります。
- ・ ご提出いただいた書類を確認の上、3月下旬から4月上旬に郵送で認定結果を通知します。在園期間中は大切に保管をお願いいたします。

（2）提出書類について

以下の書類を、同封の提出用封筒に封入の上、内定した幼稚園にご提出ください。

① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

※2, 3ページの記入例をご参照のうえ、ご記入ください。

② 以下に該当される方は、申請書のほかに記載の必要書類をご提出ください。

【提出書類が必要な方】

対象者	必要書類
① 令和8年1月2日以降に文京区へ転入した場合	● 世帯全員※の令和8年度（令和7年中の所得）の区（市町村）民税の所得割額が確認できる書類のコピー (例) ・ 区市町村民税特別徴収税額の決定通知書（3ページ見本①参照） ・ 区市町村民税納税通知書（3ページ見本②参照） ・ 課税（非課税）証明書（令和8年1月1日時点で居住の自治体で入手）
② 単身赴任中等により、他の区市町村に令和8年度の住民税を納めている場合	
③ 令和7年中に海外の収入があった場合	● 世帯全員※の令和7年中の海外での収入を確認できる書類 (例) 給与証明、海外での税申告書等（区に様式があります） ※外国語表記の場合は要翻訳

※ 世帯全員とは、父母のほか、園児と生計を一にしている方全員のことを指します。

※ 令和9年9月以降も園を利用される方で、令和9年1月2日以降に文京区へ転入した方（単身赴任等）は、世帯全員の令和9年度区（市町村）民税の所得割額が確認できる書類のコピーを別途ご提出いただく必要があります。取得し次第、ご提出をお願いいたします。

※ 認定後に引っ越し等の変更があった場合は、別途手続きが必要です。区及び園へご連絡ください。

(4) 教育・保育給付認定申請書（記入例）

表面

別記様式第1号（第4条関係）

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書

文京区長 殿		きょうだいで申請する場合、提出書類は1世帯につき1部ご提出ください。	
次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。 なお、教育・保育給付認定及び利用者負担額決定に必要な個人情報（同一世帯者に係るものを含む。） 利用者負担額を特定教育施設・保育施設等に提示することに同意します。			

現住所	〒 112 - 8555 文京区 春日1丁目16番21号 文京シビック	電話番号（自宅） 03-5803-1845	申請日 令和〇年〇月〇日
氏名（自署又は記名押印）	生年月日	児童との続柄	電話番号（携帯）
保護者①※ 文京 一郎 太郎	昭和〇〇年〇月〇日	父	090-0000-0000
保護者② 文京 菊子	昭和〇〇年〇月〇日	母	080-0000-0000

※ 通知書等の郵送先の宛名は、保護者①に記入した方となります。

園児の属する世帯の ※保護者を除く、同一生計の方全員を記入してください。		【マイナンバー】 ◆以下の書類を裏面に貼付してください。 ・保護者全員の方のマイナンバー通知カードの写し ・保護者全員の方のご本人様確認書類の写し （保護者以外の方のマイナンバーは記載不要です。）	
申込児童に✓	氏 名	生年月日	
□	文京 桜子（●●小1年）	平成〇〇年〇月〇日	女 6
✓	文京 一郎	令和〇〇年〇月〇日	男 3
【世帯の状況】 ◆在園児を含む、世帯全員の方を記入してください。 ◆書ききれない場合は、裏面の余白に記入してください。			
□	年 月 日		

保育の希望の有無	☐ 有 保護者の労働、疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。） ☒ 無 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所と併願の場合を除く。）
希望保育時間	☐ 保育短時間（9:00～17:00の間で保育の必要な時間） ☐ 保育標準時間（7:15～18:15の間で保育の必要な時間 ※延長保育利用の場合は～19:15）

【単身赴任その他の理由で別居中の 別居の 保護者氏名		R8.1.1現在文京区外に在住の方は、税額決定通知書の写し等を添付のうえ、圈へ提出ください。	
【令和8年1月1日現在、文京区に住んでいない方のみご記入ください。】※前住所地の税額決定通知書の写し等をご提出ください。			
令和8年1月1日現在の住所	豊島区池袋1-1-1	文京区への転入年月	令和8年5月
【令和9年1月1日現在、文京区に住んでいない場合は、9月までに前住所地の税額決定通知書の写し等をご提出ください。】			

【入園予定施設名等をご記入ください。】			
入園（予定）施設名	シビック幼稚園	入園（予定）月	令和9年4月
施設住所		東京都文京区春日1-16-21	

区記入欄	窓口（父・母・ ）受付（ ）／郵送／夜間P	収受印
		NO.

① 保護者全員のマイナンバー関係書類の写しを下の枠内に貼ってください。

個人番号カードの場合は、表面と裏面の写しを下の枠内に貼ってください。

(注) 通知カードではなく、個人番号カードの表面と裏面の写しを貼付された場合、②でご本人様確認書類を貼付していただく必要はありません。

(参考1) マイナンバー通知カード



(参考2) 個人番号カード



表

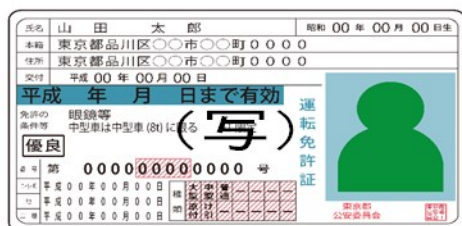
裏



② 保護者全員の本人様確認書類の写しを貼ってください。

(注) 顔写真、氏名、住所、生年月日等が分かるようにコピーしてください。

個人番号カードの場合は表面の写しを貼ってください。



【1つの提出で足りるもの】

- ・免許証(写)
- ・パスポート(写)

ほか

【2つ提出する必要があるもの】

- ・健康保険の被保険者証(写)
- ・年金手帳(写)

◎利用目的

・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る事務において、利用します。

◎管理

- ・事務取扱担当以外職員の個人番号を閲覧することはございません。
- ・申告書は鍵付の保管庫で保管し、保管期間終了後に適切に廃棄いたします。

★認定・支給事務手続きが必要となるため、認定申請書の所定欄に保護者全員のマイナンバーをご記入ください。

【提出必要書類】(3) ①・②に該当する場合

見本① 特別徴収税額の決定通知書：会社勤務の方等住民税が天引の方は、6月頃勤務先より配布されます。

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額

見本② 納税通知書：自営業の方等住民税をご自身で納付される方は、6月頃区市町村より配布されます。

特別区民税・都民税納税通知書									
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額

特別区民税・都民税納税通知書									
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
所得	給与収入	給与所得	所得控除	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額

2 預かり保育料の補助を希望する場合の手続きについて

※預かり保育料の補助金を希望される場合はご提出ください。

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）をご利用の方で、預かり保育料の補助を受けるためには、世帯の保護者全員が「保育の必要性」のいずれかの事由に該当していることが必要です。年齢、課税状況により必要な認定・書類が異なりますので、以下の内容をご確認の上、適切な手続きを行ってください。

【参考】保育の必要性の事由

認定類型		「保育の必要性」の事由
就労		月48時間以上の就労をしている
就学		学校教育法に規定された学校等に在学している
求職活動		求職活動を継続的に行っている（原則、3ヶ月。年度に一回のみ更新可※最長6ヶ月）
疾病		疾病にかかり、もしくは負傷している
障害		精神もしくは身体に障害を有している
出産		妊娠中または出産直後（出産日から起算して57日目を経過する月の末日まで）である
看護・介護		同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している
その他	育児休業取得時の継続利用	児童のきょうだい（弟・妹）の育児休業を取得しながら、児童が引き続きその施設を利用している
	その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧など

※「保育の必要性」を証明する書類については、8ページをご確認ください。

※入園前から育児休業を取得している場合は、「育児休業取得時の継続利用」の対象外となります。入園後に育児休業を取得する場合は対象となります。

（1）子育てのための施設等利用給付認定について（2号・3号認定）

① 2号認定について

- ・施設の利用を開始する年度の4月1日時点で3歳から5歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」がある方が対象です。
- ・満3歳児クラスに在籍している場合、2号認定は取得できません。

② 3号認定について

- ・施設の利用を開始する年度の4月1日時点で0歳から2歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」がある非課税世帯の方が対象となります。
- ・認定期間は非課税の間のみで、3歳児クラスに上がる際に2号認定への認定変更申請が必要です。
- ・満3歳児クラスに在籍している課税世帯の方は3号認定を取得できません。保護者全員に「保育の必要性」があり、預かり保育料の補助を希望される場合には別途手続きが必要になります。手続きについては「（2）満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助の手続きについて」をご確認ください。

（2）満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助の手続きについて

満3歳児クラスに在籍し、保護者全員に「保育の必要性」がある課税世帯の方は、「満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書」と、保育の必要性の証明書類をご提出いただくことで、預かりの補助を受けることができます。

なお、満3歳児クラスに在籍し、保護者全員に「保育の必要性」がある非課税世帯の方は「（1）子育て

てのための施設等利用給付認定について」の「②3号認定について」をご確認ください。
 ※プレ幼稚園の場合、幼児教育・保育無償化に係る各種補助事業は全て対象外となります。

(3) 申請手続きについて

以下の書類を、施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書に同封の上、内定した幼稚園にご提出ください。

クラス	要件	必要書類
3歳児クラス～ 5歳児クラス	保護者全員に「保育の必要性」がある	①子育てのための施設等利用給付 認定（変更）申請書（ <u>2号</u> ） ②保護者全員分の「保育の必要性」の証明書類
満3歳児クラス	保護者全員に「保育の必要性」がある <u>課税世帯</u>	①満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書 ②保護者全員分の「保育の必要性」の証明書類
	保護者全員に「保育の必要性」がある <u>非課税世帯</u>	①子育てのための施設等利用給付 認定（変更）申請書（ <u>3号</u> ） ②保護者全員分の「保育の必要性」の証明書類

※「保育の必要性」の証明書類の詳細は8ページをご確認ください。

(4) 注意事項

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書は、預かり保育料の補助を受ける場合でも、必ず全員が提出する必要があるとございます。
- ② 補助金を満額受けとるためには、施設利用前（入園前）までに文京区から認定を受ける必要があります。認定日は遡ることができませんので、あらかじめご了承ください。転入される場合には、転入日から14日以内にご提出ください。
- ③ 提出書類をすべてそろえた上で、ご提出くださいますようお願いいたします。

3 各種補助制度について

(1) 特定負担額（入園料相当部分を除く）に対する補助金

- ① 補助金額：以下、別表参照
- ② 補助対象者：新制度移行私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に通園している方
- ③ 対象経費：園則（運営規定）で定められており、教育・保育の質の向上に要する経費として全保護者に対し毎年度徴収するもの

【別表】補助金額（限度額）について

階層 区分	区市町村民税所得割課税額※1 (世帯の合計税額、税額控除適用前)	補助金額（月額）	
		子区分※2	保護者負担軽減※3
①	生活保護世帯	第1子	6,200 円
		第2子	
		第3子以降	
②	区市町村民税非課税世帯 又は 区市町村民税所得割非課税世帯 (年収約 270 万円以下)	第1子	3,200 円
		第2子	6,200 円
		第3子以降	
③	区市町村民税所得割課税額が 1 円～77,100 円の世帯 (年収約 360 万円以下)	第1子	1,800 円
		第2子	6,200 円
		第3子以降	
④	区市町村民税所得割課税額が 77,101 円～211,200 円の世帯 (年収約 680 万円以下)	第1子	1,800 円
		第2子	5,600 円
		第3子以降	
⑤	区市町村民税所得割課税額が 211,201 円～256,300 円の世帯 (年収約 730 万円以下)	第1子	1,800 円
		第2子	5,000 円
		第3子以降	
⑥	区市町村民税所得割課税額が 256,301 円～372,100 円の世帯 (年収約 1,000 万円以下)	第1子	1,800 円
		第2子	
		第3子以降	
⑦	区市町村民税所得割課税額が 372,101 円以上の世帯 (所得制限なし)	第1子	1,800 円
		第2子	
		第3子以降	

※1 補助金月額の算定は、以下のとおりです。

4 月から 8 月まで…前年度（令和 8 年）の区市町村民税所得割課税額

9 月から翌年 3 月まで…当年度（令和 9 年）の区市町村民税所得割課税額

指定都市で課税されている方は、旧税率（6%）にて算出した市民税所得割課税額を用いて決定します。

※2 年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子のうち一人目を第 1 子、二人目を第 2 子、三人目以降を第 3 子以降として算定します。

例：小学校 5 年の長男（第 1 子）、小学校 3 年の次男（第 2 子）、幼稚園年長の長女（第 3 子）

※3 ひとり親世帯等の特例が適用される場合、〈②階層を①階層〉、〈③階層を②階層〉として算定します。

(2) 入園料補助金

- ① 補助金額：同一園児一度のみ「70,000 円」。※在籍している園の入園料が補助上限額を下回った場合、補助額を調整（減額）します。
- ② 補助対象者：令和9年4月から令和10年3月までに新たに幼稚園へ入園した園児の保護者で、入園日以前から文京区に住民登録があり、現にそこに居住し通園している方
- ③ 対象経費：入園料又は入園料に相当する納入金（支払っている場合のみ対象となります。）

(3) 預かり保育料に対する補助金

認定が2号又は3号認定を取得している方、満3歳児クラスに在籍する児童で「保育の必要性」の確認を受けている方が対象となります。補助額は以下のとおりとなります。

- ① 2号認定者：【幼稚園の預かりを利用した場合】490 円×利用日数と実支出額のいずれか低い額
【認可外保育施設を利用した場合】月額 12,300 円と実支出額のいずれか低い額
- ② 3号認定者：【幼稚園の預かりを利用した場合】490 円×利用日数と実支出額のいずれか低い額
【認可外保育施設を利用した場合】月額 17,700 円と実支出額のいずれか低い額
- ③ 満3歳児クラス対象者：【幼稚園の預かりを利用した場合】490 円×利用日数と実支出額のいずれか低い額
【認可外保育施設を利用した場合】対象外

※ 認可外保育施設を利用した場合の預かり保育料が補助対象となるためには、在籍している幼稚園の預かり保育料無償化対象範囲が「認可外保育施設まで」であり、預けている認可外保育施設が「無償化対象」である必要があります。

※ 満3歳児クラスに在籍する児童で「保育の必要性」の確認を受けている場合は幼稚園での預かり保育料のみが補助対象です。認可外保育施設に預けた場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

(4) 教材費・行事費等に対する補助金

- ① 補助金額：月額 2,800 円
- ② 補助対象者：生活保護世帯
- ③ 対象経費：基本保育料以外で教育・保育の提供に関し直接的な経費として、全保護者に対し毎年度徴収するもの

(5) その他

補助金の詳細や申請方法については6月頃に園を通じてご案内いたします。現在、令和9年度保護者補助金の申請は行えませんので、予めご了承ください。

また、補助金額等については令和9年度に変更がある場合がございます。その旨ご注意ください。

5 問い合わせ先

文京区こども未来部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21 12 階 [TEL:03-5803-1823](tel:03-5803-1823)（直通）

「認定のための必要書類について」

★「保育の必要性」の事由		証明書類（世帯の保護者全員分が必要です）
就労（予定含む） 〈給与所得者〉		*全ての勤務先における就労証明書 （勤務先の庶務・人事担当者に証明を依頼してください）
就労（予定含む） 〈自営業者〉	月48時間以上の就労をしている	①*全ての勤務先における就労証明書 （ご自身で書式の両面を記入してください） ②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー （きょうだいの申請等で既に提出し、状況に変更がない場合は、その旨を余白に記載いただければ、省略できます）
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム
求職活動	求職活動を継続的にを行っている （原則、3ヶ月。年度に一回のみ更新可 ※最長6ヶ月）	①*求職活動状況申告書 ②求職活動中であることが確認できる書類
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神 もしくは身体に障害を有している	*診断書 （通院または入院先の診療担当の方に証明を依頼してください）
障害		障害者手帳のコピー
妊娠・出産	妊娠中または出産直後（出産日から起算して 57日目を経過する月の末日まで）である	母子健康手帳の表紙及び出産予定日がわかるページのコピー （既に出産されている場合は、出生届済証明のページのコピー）
看護・介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を 含む）を常時介護または看護している	①*介護状況申告書 ②介護を受ける人の診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証・ケアプラン等のコピー
その他	育児休業取得時の在籍していた施設を引き続き利用している （本認定要件の対象は、「育児・介護休業 法」に基づく育児休業を取得されている方 のみです。）	*全ての勤務先における就労証明書 （勤務先の庶務・人事担当者に証明を依頼してください） 【証明書内「⑨育児休業期間」への記入が必要です】 （復職にかかる手続き等は、幼児保育課にお問い合わせください）
	その他法令で定めるもの DV・虐待・災害復旧など	必要書類は幼児保育課にお問い合わせください

- ・「*」の印がついた書類は、文京区所定の様式です。右記のQRコードから所定の様式が掲載されているページへアクセスできます。必要に応じてダウンロードをお願いします。
- ・証明書類には、有効期限があります。有効期限を切れている書類については転用できませんので、ご注意ください。
- ・就労証明書の発行はお時間がかかります。対象となる方はお早めにご準備をお願いします。

